

## JPTEC 愛知感染対策班運用要綱の解釈・運用の基準

### (目的)

第1条 本要領は、愛知県内で開催される JPTEC プロバイダーコース等（以下「コース」という。）の実施に際し、2020年東京オリンピック・パラリンピックに係る救急・災害医療体制を検討する学術連合体が定める「新型コロナウイルス感染症の流行に伴う救急・災害医療に関わる研修の開催指針（ガイドライン）」及び「JPTEC 愛知のコースに関する新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためのポリシー（以下「ポリシー」という。）」等に基づくコースにおける感染対策の質を担保する感染対策班の運用方法を定める。

### (説明)

本項は、この要綱の趣旨を明らかにしたものである。

### (解釈及び運用)

令和2年7月9日にガイドラインが示され、同年7月12日よりポリシーの運用を開始しているが、愛知県世話人会で感染防止対策を推進するとともに、愛知県下で開催される感染対策の質を維持するために、第3者を交えた感染対策班を設置するもの。

### (名称)

第2条 本班は、「JPTEC 愛知感染対策班（JPTEC 愛知 ICT(Infection Control Team)）」と称する。

### (説明)

本項は、設置する組織の名称を明らかにしたものである。

### (構成員等)

第3条 本班は、次の各号に掲げる者で構成する。

(1)JPTEC 指定地域世話人でない感染制御の専門的知識を有する医療従事者

(2)JPTEC 指定地域世話人の消防吏員（各メディカルコントロール地区より1名）

2 構成員の選任は、自薦又は他薦とし、愛知県世話人会が決定する。

3 構成員の任期は、ポリシーに定める step3 を終えるまでとする。

### (説明)

本項は、組織の構成員とその選任方法、任期を規定したものである。

### (解釈及び運用)

感染対策班の構成員は、感染制御の専門的知識を有する医療従事者を中心に構成し、感染制御の専門的知識を有するとは、ICD（インフェクションコントロールドクター）に相当する者とする。

指定地域世話人の消防吏員は、各地区の情報を感染対策班に吸い上げ、感染制御の専門的知識を有する医療従事者の補佐を行うこととする。

選任については愛知県世話人会で決定し、ポリシーの STEP 4 となった時点で解任される。

(事務)

第4条 本班は感染対策の見地に基づき、次の各号に掲げる事務を行う。

(1)JPTEC 指定地域世話人でない感染制御の専門的知識を有する医療従事者

ア コース開催前における会場、参加人数、人流やタイムスケジュールに関する助言

イ コース開催後における感染対策に係る助言

(2)JPTEC 指定地域世話人の消防吏員

ア 第3条1号の者を補佐し、JPTEC 愛知感染対策班へ情報の提供

イ 検証内容に応じた教材を、愛知県世話人会へ提供（要検討）

(説明)

本項は、感染対策班の事務を規定し、構成員の任務を明らかにしたものである。

(解釈及び運用)

感染制御の専門的知識を有する医療従事者は、各コースからの資料（プログラムや平面図等）から感染対策の助言を行えるものとする。なお、コースの計画にあたり開催地で ICD 相当の者が感染対策にあたる場合は、感染対策班からの助言を省略し結果報告のみとすることができる。

指定地域世話人の消防吏員は、コースの検証結果に基づき、感染防止対策に有効な教材を愛知県世話人会に提供することとする。

(報酬)

第5条 構成員は無報酬とする。

(説明)

本項は、構成員の報酬を明らかにしたものである。

(解釈及び運用)

構成員は無報酬だが、活動に伴い必要となる経費については、愛知県の事務担当費から支出する。

(その他)

第6条 その他、新型コロナウイルス感染症等の感染対策に必要な事項は JPTEC 中部愛知県世話人会において審議し決定する。

(説明)

本項は、付則事項について明らかにしたものである。

(解釈及び運用)

感染防止対策はあくまで感染対策について助言を行う組織であり、感染防止対策の責は愛知県世話人会が負う。